

○議長（井上光三君）

以上で、通告4番 4番 井上和男君の一般質問を終わります。

続いて、通告5番 11番 堀内春美さんの一般質問を行います。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

11番堀内春美です。

まず最初に質問に入る前に、最初に申し上げたいのは皆さん分かりきったことですが、改めて言わせていただきます。

私たち町民は、私たち議員は町民の代弁者であるということです。町民の意見、要望、あるいは苦情等を真摯に受け止めて町政に伝えていくということ、また、町長、議員、町職員は町民の尊い税金から給料をいただいているということ、常に自覚し、また、町長、議員、職員全員がそう思っていると思いますが、富士川町を良くするために働かなければいけないということでもあります。そして、議員のやるべきことは大きく3つ。議決、政策の提言、行政のチェックにあります。今回の私の質問は、町民の代弁者であるということと、行政のチェックという2点に重点を置き質問をいたします。

まず、大きな1点目、職員の不適切な事務処理等についてです。職員の不適切な事務処理等が町民に与える影響についてを質問いたします。(1)ここ2年間で正確に言いますと、1年7か月なのですが、職員の不適切な事務処理等が7件と相次いで起きています。割合からいいますと、実に2か月半に1回という頻度で起きている訳です。ちょっと考えられないような起き方だと思いますが、職員の意識はどうなっているのか、こういう事実を当局ではどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

それでは、お答えいたします。

この2年間で発生した7件の内訳は、平成29年度のかじかの湯温泉汲み上げポンプ水中ケーブル盗難1件、後期高齢者医療保険料還付手続きの不適切な事務処理1件、平成30年度の学校給食異物混入3件、国民健康保険税口座二重引き落とし1件、山梨県知事選挙入場券投票所記載誤り1件であります。

町が行う各種事業や事務処理におきましては、各課において、細心の注意を払いながら適正な処理を心がけておりますが、度重なる事態に、大変申し訳ないことと考えております。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

先ほどですね、深澤議員からの質問もありましたけれども、今、課長がおっしゃるとおり1年7か月の間に7件なのですね。まず最初はですね、29年8月です。29年の8月に後期高齢者医療保険還付金の未返還ですね。2回目が29年9月、かじかの湯のケーブルの盗難。3回目が30年の2月、増小の給食のネジ混入ですね。4回目が30年の5月、増中の給食の異物

混入。5回目が30年6月、鯪小の給食の異物混入。6回目が30ねん8月、国保税の二重引き落とし。7回目が最近の31年1月の知事選の投票所の間違いなのですね。くどいようですが、実に1年7か月の間に7件なのです。その都度、先ほど課長がおっしゃいましたが、問題点をみんなで共有して、間違いを起こさないようにチェック機能をしっかりいたしますという反省の言葉を聞いておりますが、あまりにも、反省が生かされていないのが実情ではないでしょうか。人間はだれでも間違いはありますが、少しばかり酷いような気がいたします。職員一同どんな気持ちで職務にあたっているのか、本気でやる気があるのか疑いたくなります。

そこで、次の(2)の質問です。この不適切な事務処理等の懲罰委員会は開かれたのでしょうか、伺います。

○議長(井上光三君)

財務課長 秋山忠君。

○財務課長(秋山忠君)

懲罰委員会が開かれたのかの質問に対してお答えします。

富士川町職員分限懲戒委員会要綱に基づき開催しております。

平成29年度は、後期高齢者医療保険料還付手続きの不適切な事務処理及び、かじかの湯温泉汲み上げポンプ水中ケーブル盗難と、平成30年度は、国民健康保険税の口座振替二重引き落としの件に関して、開催したところであります。

○議長(井上光三君)

11番 堀内春美さん。

○11番議員(堀内春美さん)

再質問です。この懲罰委員会のメンバー構成を教えてください。

○議長(井上光三君)

財務課長 秋山忠君。

○財務課長(秋山忠君)

この、富士川町職員分限懲戒委員会のメンバーにつきましては、教育長、課長、職員の代表7名以内となり、事案ごとに設置されております。以上です。

○議長(井上光三君)

11番 堀内春美さん。

○11番議員(堀内春美さん)

役場の職員だけで構成されているということですね。職員だけで構成されているということになりますと、身内意識あるいは例え方が悪いかもしれませんが、同僚愛憐れむようなことから、甘い判断にならないでしょうか。そこでですね、公平さを保つために、その委員会のメンバーに公平かつ中立な外部の有識者を入れたらいかがでしょうか。ぜひ、検討すべきだと、そのくらいの覚悟ですべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(井上光三君)

財務課長 秋山忠君。

○財務課長(秋山忠君)

委員会のメンバーに職員以外とのことでもございますけれども、先ほど申しました職員の代表というのはですね、組合の代表ということになりますので、職員の代表ではなく組合の代表ということになりまして、職員以外の外部の方も入っているということでもございます。また、富士

川町の懲戒処分等の指針等がございまして、これに基づいて懲戒のほうの内容の判断、また、審査を行っているということでもありますので、この審査につきましては厳正に行われているということで、行われております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

いま、課長の答弁の中にですね、組合の代表っておっしゃられましたけども、組合の代表っていうのも職員ですよ。そうですね。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

職員ではありますが、身分が違いまして、職員組合というような団体の代表ということになります。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

ぜひですね、公平中立な、そういう人の中に入れていただければもっと厳しくできるんじゃないかと思えます。

それでは、(3)の質問に移ります。この7件のですね、不適切な事務処理約280万円、正確には274万6千942円の税金の無駄使いがされているのですが、この損失を当局ではどのように考えているのでしょうか。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

お答えいたします。本来の支出すべきものではない、経費が生じたことに対しましては、大変申し訳なく、今後、このような事態が起こらないよう、さらに職員の育成に力を注ぎ、町民の信頼回復に努めて参りたいと考えております。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。この損失の内容ですが、29年8月の後期高齢者医療保険還付金の未返還が574名、その時に掛った費用が99,384円の損失です。続いて9月のかじかの湯のケープル盗難事件が240万の損失。続いて30年8月国保税の二重引き落とし、これに掛った損失が92,496円。そして今年の1月投票所の誤りの通知代ですね、この損失が155,062円。

合計274万6942円の損失ですね。これだけ税金の無駄使いがされているんです。これだけの税金の無駄使いをしているのに、担当者には口頭厳重注意これでよいのでしょうか。恐らくですね企業なんかの場合では、担当者のボーナスカットくらいにはなると思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

処分の内容ということでございますけども、処分の内容につきましては、すでに公表ということと、また、注意等を受けているところでもあります。内容につきましては、故意にしたものではなく、個人の責任ということではなく、全体のミスというようなことを考えておまして、今後は事務処理マニュアル等に基づきまして報告や連絡、相談、チェック体制の強化等をして参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

この不適切な事務処理っていうのは職員が故意にやっているとは考えておりません。再質問です。人間はだれでも間違いはあります。大事なことは間違いを起こした時にどう対処するか、どう責任をとるかという事だと考えます。町民の税金を約280万円近くです無駄にしたという重大な事なのですね。町民の生活は決して楽ではありません。特に高齢者は年金から税金・介護保険等引かれていて大変な生活をしているのです。富士川町の介護保険は6,250円、県下でも6番目に高く、一番高い山梨市は6,670円、420円の違いしかない訳なんです。一番低いのが北杜市で4,300円、ここの違いは1950円なんです。町民はこういう大変な生活をしている訳なのです。町民も我慢して生活しているのです。こんな事は無いと思いません。こんなことは本当無いと思うんですけども、不適切な事務処理を起こしても税金で人のお金だからあまり感じないというような事が、あっては絶対にならないと思えます。懲罰規程の見直しをするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

規程につきましては、方針また懲罰委員会の中で厳正にやっております。内容につきましても、地方公務員法に基づいて内容も盛り込まれておりますので、内容につきましては見直し等はする予定はございません。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

見直しをする予定が無いということは、今後またこの不適切な事務処理が起こっても、同じ状態で行くということなんでしょうか。町独自の懲罰規程っていうものを実施してもいいんじゃないですか。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

内容につきましては、事件ごとに事案ごとに内容を精査して行っております。また、町の指針等もございますので、それに則って行うということになります。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○議長（井上光三君）

今後、二度とこういうことの無いようにですね、しっかりとやっていただきたいと思います。

もう1回再質問です。ここに責任の取り方について例があるんですけども、今回の7つの不適切な事務処理不祥事で280万円の損害ですが、最高責任者である町長がとった責任
29年9月ケーブル線の盗難240万円の損失の時に、給料1か月の10%、68,500円カットしました。ちょうどその時にですね、北杜市で源泉徴収した所得税を期限までに国に納付していなかったということがありまして、不納付加算税と延滞税計14万4,300円の損失というのがありました。その時に北杜市の市長は、掛かった損失金額全額14万4,300円を自分の給料から補填をしている訳ですね。富士川町では274万6,942円の損失に対して、町長がとったのは68,500円、損失金額に対してわずか2.5%です。北杜市では14万4,300円の損失に対して14万4,300円、100%の全額補填なんですね。

この責任の取り方の違い、町長どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

この2年間で7件の、住民の皆さんにご迷惑をおかけしたことは大変申し訳なく思っております。ただ、意図的にといいますか、ちゃっかりは、これは絶対許されないことでありますけれど、人間のやることでありますんで、うっかりというのは、あるはずであります。ただ、役場組織全体として、そのうっかりをできるだけゼロに近づけていくのが今後の取り組みということでありますが、私が給与を減額したのは、後期高齢者医療保険料の還付手続きの不適切な事務処理の時に減額をさしていただきました。かじかの湯の汲み上げポンプのケーブルにつきましては、これは盗難事件でありますんで鯉沢警察署の方に事件として届けてあります。犯人が捕まって弁済していただければこれは還ってくるもんだと思っておりますんで、これは盗難事件でありますんで、私は給与の減額はしませんでした。後期高齢者の場合はですね、皆さんにお還しすべきお金が還っていなかったということで減額をさしていただきましたところがありますが、あと、国民健康保険税の二重引き落とし、これもあってはならないことでありますけども、これは事務的な確認ミスというふうなことから、マニュアルどおりやっていなかったということで、二重の引き落としが発覚いたしましたんで、早速、住民の皆さん、二重引き落としをした皆さんには、お還しをしているところであります。他の自治体で首長がその部分を国にお還しすべき金と加算金も含めてお還しをしたというのは、私は適切なやり方ではないと思っております。これは、公職選挙法に抵触する恐れがあるんじゃないか。その町に寄付をしたということになりますんで、これは適切な方法ではないと。富士川町の場合は、懲罰等委員会がありまして、そこで町の懲罰の方針が出ておりますから、それに則って適切な処分をしていただいていると思っております。私も、旧増穂町から含めると3回給与の減額をいたしました。これは、住民の皆さんに身を引き締める心の現れを見ていただくためにやっておりますんで、補填分を給与で出すというふうな意味の、趣旨ではありませんので、今おっしゃられたとおり、余計なお金と給与の減額額が合っていないかもしれませんが、これは身を律する思いでやったことでありますんで、そういった加算額っていいですか、余計に掛かったお金に見合うものとして、給与減額をしたものではありません。今後も、そういうことが無いように、組織を挙げてやってく訳でありますけども、それぞれが一生懸命やっているのは確かでありま

す。特に、異物混入は意図的にしたというは全然考えられません。たまたま、器具が古くてです、ね、ネジが落ちてしまったとか、入ってはいけないビニールの破片が入ってしまった。重なったと思っております。これらについても、教育委員会を中心に、混入防止マニュアルを作りまして、その後、職員挙げてです、ね、そういったことが無いように努めているところであります。今後も組織を挙げて住民の皆さんにご迷惑の掛からないような事務処理、あるいは業務処理をやっていききたいなと思っております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。先ほど申しあげました責任の取り方なんですが、最高責任者であります任命権・人事権がある町長が責任をとるのは勿論なんですが、町長一人に責任を取るように言っているではありません、当該課の課長他課員皆で責任を負う位の覚悟でなければならぬと思っております。町民に損害を与えているのは紛れもない事実です。

この事に対して町民は非常に怒っております。怒っても無理ないと思っております。274万6,942円と言いますと、一人の1年間の給料に値する金額なんです。懲罰規程を再考するとか、何らかの改善策を出さないと町民は納得しないと思っております。以上で1番の質問は終わります。

○議長（井上光三君）

質問の途中ですがここで暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時18分

○議長（井上光三君）

休憩を解いて再開します。

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

次の質問に移ります。大きな質問の2、総額30億円の新庁舎建設についてを伺います。

(1) 富士川町の未来を考える会から、庁舎建設について規模及び建設費・建設場所等の見直しについての要望書が提出されましたが、この事について町はどのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 河原恵一君。

○管財課長（河原恵一君）

ただいまの、堀内議員のご質問にお答えします。

「富士川町の未来を考える会」の要望書につきましては、本年1月25日に町へ提出されました。内容については、新庁舎の建設費が高額になることへの危惧が述べられており、総額30億円の新庁舎建設について、規模及び建設費を再考して欲しい旨の内容でありました。

新庁舎の規模及び建設費につきましては、今後進めていく「新庁舎建設 基本設計」において、設計者と協議を行う中で、町が必要とする庁舎の建設規模及び建設費を算定することとしております。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。先ず建設規模ですが、6,500㎡で1㎡40万、26億円これが算定基礎となったのは、平成28年4月の人口15,812人で計算されているのですが、31年3月1日今年ですね、人口が15,239人、2年11カ月で573人も減少しているのです。3月末になりますと学生が県外に出ていくこともありますので、更に減少することが予想されます。年間200人以上の人口が減少しているのです。この庁舎の完成予定が2024年ですから、この減少計算でいくと完成する頃には13,500人位になると予想されます。だとしたら、完成する時の人口で算定しなければいけないのではないのですか。早く言えばこんな大きな建物でなくても良いのではないのですか。町の人口が少なくなれば役場の職員もおのずから少なくなるはずで、こんなに大きいものは必要ないと考えます。こんな大きな建物でなければ建設費も減額できるはずで。南アルプス市では、10億円で増改築、庁舎ですね。市川三郷町では、今、体育館・町民会館・図書館を建設していますが、それぞれ10億円ずつで建設しています。

早川町は、庁舎建設が町の本をふんだんに使い8億円で建設です。なぜ富士川町だけが総額約総額30億円なんてかけるのでしょうか。この中には庁舎解体費・設計費・外構工事費が含まれていないので最終的には35億位になるのではないかと予想されます。人口減少のこの時代に、なぜこんなに高額な建物が必要なのかを伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 河原恵一君。

○管財課長（河原恵一君）

ただいまの質問に答えいたします。富士川町新庁舎の建設につきましては、平成28年の12月に基本構想を、平成29年の12月に基本計画を策定しております。先ほどのご質問の中にございました6,500㎡、26億円という部分につきましては、基本計画の中でお示しした数字となります。現在、基本設計のプロポーザルを実施しておりますが、その募集の要綱によりますと、これを5,900と面積を変更して、最大で5,900と面積を変更してございます。先ほど人口が少なくなる、大きな役場は必要ないというようなご質問がございましたけれども、この部分につきましては、今後の職員数の変動等もござりますが、富士川町役場として必要な行政機能を備えた新庁舎を建設するというので、今後、設計者とですね、よく協議し、効率的な庁舎の規模を定めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

ぜひですね、人口減少に伴っての庁舎の設計をしていただきたいと思います。再質問です。建設場所は現在地というだけで具体的にどの場所という提示が全くされていません。12月の議会でも質問しましたが、答弁ははっきりなされませんでした。富士川町の未来を考える会の勉強会でも、担当課長は答えていませんでした。聞くところによりますと、もう設計図もとっくに出ているということのようですが、何故その質問に答えていただけないのでしょうか。何回も質問しても答えてくださらないということは、私、馬鹿にされているのでしょうか。私を馬鹿にしているということであれば、私個人の問題ではなくて、議会を馬鹿にしているという

ことと同じではないかと思えます。建設場所はどこでしょうか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 河原恵一君。

○管財課長（河原恵一君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。質問の中にもございましたけれども、現在、町が定めております基本計画、基本構想、基本計画以外の設計図というものはございません。12月議会でもお答えをいたしましたけれども、この町有地の中にですね、自由に、自由な発想によって設計者が富士川町の新庁舎として、提案をしていただくという形で配置の方は決まっていくと思えます。すいません、配置の方はですね、その基本設計の時にですね、設計者のプランもございませうし、町の意見もございませうし、その中の協議の中で具体的な形を定めていくという形でございまして、担当課長が答えられないというよりは、実際にですね、何の絵もございませんのでお答えできないというところでございませう。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

今の答え、おかしいんじゃないでしょうか。なんにも決まっていな、そこでどうして5,900㎡、金額そういったものが出てくるんでしょうか。結構です。つづいて質問をいたします。(2)の質問です。高額な新庁舎建設に町民からは反対の意見が多く寄せられています、町民に対して新庁舎建設事業の説明会を開くべきではないのですか。町民の声をもっと聞くべきではないのか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 河原恵一君。

○管財課長（河原恵一君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。新庁舎整備事業につきましては、今後設計者が決まり次第、基本設計を行って参ります。この基本設計を進めていく過程におきまして、富士川町が必要とする新庁舎の規模や構造などが、より具体的な形となって参ります。町といたしましては、新庁舎の概要が目に見える形となった時点で、事業説明会を開催して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

えーとですね、この町のやり方は、なんでもそうなんですけれども全部決まってからでないと、いざ工事が始まる時点でないと町民には知らせないっていうのがこの町のやり方なんです。ですから町民は怒ってるんですよ。再質問です。町長の公約の中に町民に寄り添う町政をというのを唱っています。まさにこの新庁舎建設にその説明会を開き、町民に詳細に説明をして、町民の意見をしっかりと聞くべきではないのですか。決まってから説明会開いたんでは町民は何も言うことができないんです。決まっちゃってからでは、その前に町民の意見をしっかりと聞くべきではないのでしょうか。この総額30億円以上の町民の税金を使って行う事業なのです、そしてこの借金も町民が返していくのです。町民が返していく、この町に住む町民が返していくんです。その町民に説明する義務があると思えますが、もう1度お伺いいたしま

す。いかがですか。その前にですよ。決まってからではないんです。決まってからでは遅いんです。その前に町民の意見をしっかり聞いていくべきだと思いますが、もう1度お答えください。

○議長（井上光三君）

管財課長 河原恵一君。

○管財課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。この説明会につきましては、先ほどの答弁で申しましたとおり、きっちりとしたプランではございますけれども、建物の配置とか構造とか面積とかいうものを町と設計者の中で協議した中で、目に見える形をとったものを町民の方々にお見せして議論をしていただきたいと考えておるところです。いま現在、説明会を開きましても先ほど堀内議員が答えになってないというようなお話もございましたとおり、町としては、今後決めていくとかいうようなお話とか、町民の方々にできません。ですので、先ほどの答弁のとおり、まだプランという段階で町民の方々に町はこういう庁舎を考えているというような目に見える形での説明をさせていただき、それに対するご意見をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

それでは、次の質問に入りますけれども、庁舎建設のためにですね、2軒を撤去させて、そしてなおかつですね、70年以上も使っている町道の一部廃止する、町民の生活道路である町道の一部廃止するっていうことが町民の利益になるのでしょうか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 河原恵一君。

○管財課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、本庁舎東側駐車場に隣接した民有地の地権者の方に、用地提供のご協力をお願いし、用地交渉を行っております。

この隣接地につきましては、新庁舎の敷地として、「一体的に活用できる土地」「敷地の不整形是正に必要な土地」などの理由により、町にとって必要な土地と考えております。

また、町道の廃止につきましては、「新庁舎整備 基本計画」の中で、「一体的に活用するために町道の廃止が必要な場合は、町民の利便性を低下させないよう、既存町道の拡幅や道路の付替えを計画します。」となっております。今後町道の廃止が必要となった場合は、町民に不利益の無い対応を行って参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

今の課長のお答えの中にですね、決まってないのに用地交渉をする、不整形だから、不整形でなくてもいいじゃないですか。なぜその2軒を撤去させなければいけないんですか。その部分が無くたっていくらでも庁舎は造れるんじゃないですか。再質問です。私たち議員はですね、また町長と職員は町民が幸せな日々を毎日送れるようにするのが私たちの仕事なのです。

その為に町民の税金の中から給料をいただいているのです。そして、いろいろな事業は町民

が大変な生活の中から納めてくれた税金で事業を行うのです。そして、その事業を行う時の借入金、借金は町民が皆背負うことになるのです。町民が幸せに暮らして行けるように、その環境整備をするのが、私たち町長、議員、職員の仕事なのです。何億円も町民の税金を使って、2軒を立ち退かせ更に、町道を廃止するなんて事をする権利がですね、町長それから新庁舎建設検討委員会の人達の中にそんな権利があるのでしょうか。あまりにも横暴なやり方ではないのですか、その民家は立ち退きたく無いと言っているのです。むりに立ち退かせるならば、その民家は一家が崩壊、離散になるかもしれないのですよ。不整形だからそこを買収する、不整形だっていいじゃないですか。そこの民家は、二世帯住宅で今迄幸せに暮らしている一家を崩壊に追い込むような事を行政がして良いのですか。不整形だっていいじゃないですか。不整形の中で考えればいいじゃないですか。何億もの町民の税金を使って2軒を撤去させ、町道を廃止するなんて言うことをしていいのでしょうか。

町長は町民が幸せに暮らせるように政治を行うのが、町長のする事ではないのですか、一家を崩壊させて又皆が使っている生活道路を廃止するなんて、そんな権利が町長に庁舎建設検討委員会にあるのですか、今は民主主義の世の中なのではないのですか、改めて聞きます。

町道はなんの為に廃止するのか、そして町長にそんな権限があるのかの2点を伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 河原恵一君。

○管財課長（河原恵一君）

ただいまの町道の廃止は必要なのか、またその権限があるのかというご質問にお答えいたします。この現在、町有地を二分しております町道に関しましては、新庁舎建設について必要な場合は廃止を含めた検討をして参りたいと考えておるところです。この町道につきまして廃止ということになりますと、道路管理者は富士川町長ですので、その手続きを行い道路の廃止、付け替え、若しくは拡幅というような形で周辺の整備を行ない、先ほど答弁の中でも申しましたとおり、近隣の方々のご不便、利便性を損なわない計画を提示していきたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

やはりですね、説明会を一刻も早く開いてですね、町民の声を聞く、特にですね、この道路を廃止する近所の人達には一刻も早く説明をするべきだと思います。今ですね、この町道を廃止するということは、今この町道ものすごく人が、通行量が多いんですよ。サンマルシェが出たってということもありまして、1日の交通量がすごいんです。そしたら、どこからどこを廃止するんですか。私の予想では、そこの駐車場のそこから昭和通りまでを封鎖するのではないかなと思いますね。そうではないんですか、どこを廃止するんですか。どの場所ですか。

○議長（井上光三君）

管財課長 河原恵一君。

○管財課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、基本設計の方を進めて、基本設計を進めるためのプロポーザルを実施し今年度中には契約を行い、新年度からは直接基本設計に入って参ります。その中で、設計者と協議の上、先ほども申しましたとおり建物の配置とかですね、この

町有地をどう利用するかという部分について決定をしていきたいと考えております。ですので、現在どこからどこまでの町道を廃止する、また、どこからどこまでの町道を拡幅するというような具体的な計画は今から策定していくという形になりますので、現時点ではまだ分からないというような答弁になります。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

すごく卑怯な答弁だと思いますよ。設計者は、当局である町が提案したのを設計していくんではないですか。設計者が全部考えるんですか。お伺いします。

○議長（井上光三君）

管財課長 河原恵一君。

○管財課長（河原恵一君）

ただまのご質問にお答えいたします。決してこの新庁舎の設計につきましては、設計者丸投げというようなことはございません。設計者は、あくまでも技術を持った方々です。そういった方々の意見を参考にですね、町が必要とする機能を備えた新庁舎こういった部分につきましては、こういった庁舎が必要だという要望を設計者に伝え、設計者はそれを形として町に提案してく、その提案がこういった形になるかというのは今からの協議で決定していくということでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

時間がありませんので、先へ進みますけれども非常にずるい答弁だと思います。（４）の質問に入ります。人口減少の著しい現況下で町の財政に見合う庁舎建設にするべきではないでしょうか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 河原恵一君。

○管財課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。新庁舎建設につきましては、「新庁舎基本構想・基本計画」の段階から財政状況を十分考慮し、建設及び維持管理などに関するコストの縮減は、重要な課題の一つと考えております。こうしたことから、現在実施しています「新庁舎建設基本設計業務プロポーザル」におきましても、建物のライフサイクルコスト縮減に向けた考え方を、技術提案のテーマの一つとさせていただいたところであります。

今後、設計者が決定し、基本設計を進めていく過程におきまして、新庁舎に必要とされる機能の機能性、効率性及び安全性など細部に渡り協議を行うことにより、町の規模に見合う、適正な建物として参りたいと考えております。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

町の財政に見合う規模が26億円なんですか。再質問です。

○議長（井上光三君）

管財課長 河原恵一君。

○管財課長（河原恵一君）

ただいまの質問にお答えいたします。前の答弁でも申しましたとおり26億円という金額につきましても、基本計画の中でお示した金額となっております。ただし、その26億円につきましても、あくまでも概算ということで、今から設計をして参りますと。この26億円がどの程度になるのかということで、今から設計を行う訳です。この設計の中で先ほどの答弁でも申しましたとおり、建物のライフコスト縮減とか建設規模の縮減等が図られれば必然的にまた事業費の方も変わって参ると思います。ですので、設計を基本設計を実施することにより、また新たな事業費等、規模等また目に見えるような形でお知らせできると考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

なんか答弁を繰り返しても、同じような答えしか戻ってこなくて非常に卑怯な答弁だと私は思います。再質問です。建設場所をですね、現在の役場のすぐ南側に隣接して建設すれば、耐震化してあるこの議場が使えます。新庁舎は3階建てのようですが、3階が全部議場関係のようですが、今の議場を使えば2階建てで済み、建設費も大幅に削減できます。使える物は使うべきだと思います。バリアフリーになっていないという人もいられるかもしれませんが、6月から議会はテレビで放映もされます。そうしますと町民は議場まで来なくても議会の様子はわかりますし、また1階の会議室に大きなテレビを置き中継放送をするという事もできるわけです。市川三郷町では大きなテレビを1階のロビーに置いて町民サービスを行っております。また、議場も何十年か使用して建て直する時には町の人口も減少しています。そうすれば議員も数も減ります。減るはずですよ。その時に、町の民有林である平林から木を切ってきて町独自の議場を建設すればよいのではないのでしょうか。そうすれば平林の木も地産地推の面からも、よろしいですし、また、民家を億単位で買い取る事もしなくても済みますし、町道も廃止しなくてよいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 河原恵一君。

○管財課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えします。先ほどの提案にございました本庁舎の位置、また、議場の使用というようなご意見もございますが、一貫して町といたしましては新しい庁舎を自由な発想のもとに、この敷地を使い機能性のある新庁舎を設計して参りたいと考えております。先ほど町が決めたとおりのようなお話もございましたけれども、町といたしましては配置につきましても構造につきましても、特にそういったことを設計者に求めているというようなプロポーザルではございません。あくまでも、設計者が提案をしていただける、これから提案をしていただける配置等につきまして町が協議し適正な新庁舎建設を進めて参りたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。さっきから同じ答弁ばかり答えてくださっていますけれども、先ずですね、町民に対して、説明会を開くべきです。町民の意見を聞くべきです。なぜならば、町民の税金を使って行う事業なんです。そして、この借金は町民が全部背負うことになるんです。今のままでは、町民不在で町民の意思はどうなっているのか、町民の声に耳を傾けて正しい判断をしなければならぬ時だと思います。新庁舎建設検討委員会は、町民の声を反映していません。新庁舎建設検討委員会の答申が決定ではないと思いますが、決定だとしたらあまりにも町民を置き去りにし無視した進め方です。言い方が悪ければ、町長のやりたい放題という感じがします。こんなことが許されるのでしょうか。町民不在ここをどんなふうにお考えになりますか。

○議長（井上光三君）

管財課長 河原恵一君。

○管財課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町といたしましては、決して町民不在というような形でこの事業を進めて参っている訳ではございません。基本計画、基本構想におきましても具体的な建物の配置とかですね、建物の階層とかいうようなものはなく、あくまでも計画という中で、その中でプロポーザルで比較検討して参りたいというような計画になってございます。先ほど、答弁の中でも申しました説明会というお話がございましたけれども、先ほどの答弁で申しましたとおり、今現在、説明会を開きましても町といたしまして先ほどから答弁をしたような内容しかお答えするようなことができません。そのようなことで、町民の方々のご意見を伺いましても、なかなか、そういった意見の方はまとまらないというふうに考えております。ですので、設計者が決まり設計者の技術提案による富士川町が考える庁舎の形が具体的、まあ具体的といいますか、まだ基本設計の段階ですのでまだまだ設計には時間がかかりますので、できるだけ早い段階でそういった形の、形になった新庁舎を町民の皆様方に提案し、ご意見をいただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君

○町長（志村学君）

まだまだ決まってない所が多いものですから、議員さんの危惧する所に明確にお答えできない所は重々承知しております。私もどういう形になるかよくわかりません。というのは、基本構想で6,500㎡というのを一旦出しまして庁舎は現庁舎の位置に建設すべきだという答申をいただいておりますので、それを基に基本構想を策定いたしました。場所はこの現庁舎の所ということで決めていただきました。それを基に、基本計画を作った訳でありますがこの基本構想、基本計画を作る時も、一般的に庁舎を利用する皆さん、当然、身体障がい者の皆さんとか建設業者の皆さん、あるいは役場を常にですね業の拠点としているような皆さんを含め、一般公募もする中で、委員会を立ち上げまして基本構想、基本計画を作って参りました。これはあくまでも、まだ、基本的な構想、計画であります。場所を作ったりですね、全体で、先ほど庁舎の解体とかそういうのは、またこれから掛るんだろうという話がありましたけれども、そういうのも含めて概ね30億位掛かるんじゃないかという、あくまでも概算の事業費であります。これらを基にこの基本構想、基本計画を基に先般プロポーザルを行いました。3社のJVから応募がありまして、これも選定委員の皆さんに今ご協議をいただいているところであります。近々、答申をいただけるといいますので、今年度中には業者を1つに決定しながらそこと協議

を進めながら詳細を詰めていく訳ではありますが、役場とすれば、役場の希望とすれば希望って言いますか主張すべきこととすれば、職員が何人程度、これは将来的なことも役場が完成する時を目指しながら行きますけども、職員の定員管理計画に基づいた職員数、そして、こういう時代でありますんで若いお母さん達が来ても子ども達をちょっと置いておけるようなキッズコーナーが必要だとかそういった、そしてまた執務室と会議室の利便性、あるいは議場と委員会室の利便性等々もですね言いながら、業者がどういう形にすれば効率的な庁舎になっていく、そうった中で庁舎の規模も決まってくると思います。基本構想では6,500㎡、また基本計画では5,900㎡、プロポーザルに出すとき最大限で5,900㎡と段々下がってきておりますけども、この専門家の業者がまた効率性とかを考えていけばもっと小さくもなることも可能ではないかなと、この協議を進めるのは基本設計でありますけども、基本設計を作ったからといって庁舎が建設出来る訳ではありません。その後には、実施設計を作らなければ建築業者が工事出来ませんので、この基本設計がある程度になってきた時に再度説明会等を開催しながら、住民の皆さんのご意見もそれにまた反映出来る、まだ過程の時にですね、やっていながら実施設計に挑んでいきたい、こんなふうに思っております。長い期間を要する事業になりますけども、当然、町の財政も将来の維持管理のコストも考慮しながら町の規模に見合う適正な建物として参りたいと考えているところであります。本当にまだまだ私もどういう向きになるのか、どこに造るなのか、何階になるのかそれもわかりません。ですから、議員の皆さんにもまだそこんところは詳細のところは言えないというのが現状であることを、ご理解をいただければと思っております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

えーとですね、おかしな回答だと思います。議員の中でですね、話し合ったのは総額30億ということは全然出てはいません。ただ、議員の中で町から依頼されて話し合ったのは、3階が全部議場だという話ですね、そしてその議場をどういうふうにするのか、椅子をどういうふうに出し入れするのか、あるいは更衣室とか、委員会室をいくつ作るかとか、事務局を作るのか、議長室を作るのか、それからそんなふうな話し合いしか議員の中ではされていません。その辺のところを良く確認しておいてください。それからですね、くどいようですけども基本設計の計画の段階で町民の意見を聞くべきだと思います。基本設計が決まってからでは町民は口を出しても聞かないんですよ。先ほどから申し上げているように、この町のやり方は汚いやり方をするんです。決まってからでないと町民に説明しないんです。その時はもう意見は言っても遅いんです。今までそういうことが何回もありました。よろしいですか。何回もくどいことを言いますが、町長も議員も職員も町民の税金から給料をいただいていることを忘れてはいけません。町のみんが幸せに暮らせるように働くのが我々町長、議員の仕事であるのです。次の時代を担う子ども達や孫達に、この庁舎を使うかといってそんなに巨額な大きな箱物は今の時代に人口減少のこの時代に建設するべきではないと思っています。私達の任期の間に責任を負えることをするべきではないでしょうか。もう時間がありませんから最後です。ここはですね、

○議長（井上光三君）

堀内議員、時間ですので質問は何ですか。最後、質問ですか。時間ですのでこれで終わって

ください。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君

○町長（志村学君）

質問時間は終わっておりますけども、答弁時間はあん中に入ってませんから、住民に全然知らせてないというお話ですけども、そんなことはありません。基本構想も冊子にしたり、概要版も作ってお配りをしておりますし、基本計画も作っております。まだ、これがこういう形になるという先ほどらい言ってますけども、私も3階建てになるのか、4階建てになるかよくわかりません。2階でいくなのか、平屋でいくのかもわかりません。それは、これからですね、町の必要とする規模を、機能をですね、業者と協議しながらこういう形にすれば効率的に出来るじゃないですか、むしろは専門家ですからそういうのは話を聞きながら、効率的な、効果的な庁舎をこれから造り上げていく。それが、大まかな形が基本設計であります。基本設計でいくら掛かるっていうのはまだはっきりしないと思います。実施設計を組まなければ庁舎の部分がいくら、外構部分がいくら、植栽の部分がいくらっていうのは、実施設計が出て初めて金額が出るものであります。冒頭言っております30億は、相当前に出してありますけども、このくらい、ここにそういう物を建てるのであれば土地代は除いても、30億位は役場とすれば考えおかなければならないかなっていうのが、概算の30億でありますんで、そういうのも含めて住民の皆さんには参画もしていただいておりますし、役場で決めたことはお話をしております。そしてまた、住民の皆さんに説明する前に議会の方には説明をさせていただいているのがこれまでの経緯であります。以上です。

○議長（井上光三君）

以上で、通告5番 11番 堀内春美さんの一般質問を終わります。